

大妻女子大学動物実験委員会規程

平成 25 年 3 月 27 日
制定

(目的)

第 1 条 この規程は、大妻女子大学動物実験等管理規程第 5 条第 2 項の規定に基づき、大妻女子大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の役割)

第 2 条 委員会は、以下の各号について審議する。

- (1) 動物実験等に係る学内規程等の制定又は改廃に関する事項
- (2) 動物実験計画が関係法令及び指針等並びに本学の定める規程等に適合していることの審議に関する事項
- (3) 動物実験計画の実施状況及び結果に関する事項
- (4) 動物飼育室及び動物実験室の設置、維持管理並びに実験動物の飼養保管状況に関する事項
- (5) 動物実験等及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関する事項
- (6) 自己点検・評価に関する事項
- (7) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関する事項

(委員会の構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 動物実験及び実験動物等に関して優れた識見を有する者 2 名以上
- (2) その他学識経験を有する者 2 名以上

2 前項の委員は、研究機関の長が任命する。

(委員会の委員長等)

第 4 条 委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選により選出する。

- 2 委員会には必要に応じて副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を招集する。
- 4 委員長が職務を遂行できない場合は、副委員長がその職務を代行する。

(委員会の委員の任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし委員が任期途中で退任した場合、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(標準操作手順の作成と周知)

第 6 条 委員会は、動物実験マニュアルを定め、動物実験責任者及び動物実験実施者に周知させる。

(危害防止)

第 7 条 委員会は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定める。

2 委員会は、動物実験責任者及び動物実験実施者が受けるおそれのある、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等並びにアレルギー等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じる。

3 委員会は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じる。

(緊急時の対応)

第8条 委員会は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に周知させる。

2 委員会は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走防止に努めるとともに、動物実験実施者等の安全の確保に努める。

(委員会の事務)

第9条 委員会の事務は、総務センター研究支援室が行う。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、大妻女子大学運営会議で行う。

附 則

この規程は平成30年4月1日から施行する。この規程の制定により「大妻女子大学動物実験等管理規程実施細則」は廃止する。

附 則

この規程は令和2年4月1日から施行する。